

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 北中曾根北大桑線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
八地先まで	加須市大室字大宮一四番三地从 から 加須市水深字小川台一〇一五番	区 間
三四・四〇	一三一・二〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三七九・八〇		延長 (メートル)
	道路改良工事	備 考